

## 平成29年12月市議会定例会提出予定案件

### (議案)

- 1 専決処分につき承認を求めることについて  
(平成29年度大阪府茨木市一般会計補正予算(第2号))
- 2 茨木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 3 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 4 茨木市立コミュニティセンター条例の一部改正について
- 5 茨木市立障害福祉センター条例の一部改正について
- 6 茨木市立児童発達支援センター条例の一部改正について
- 7 茨木市駐車場の指定管理者の指定について
- 8 茨木市立子育てすこやかセンターの指定管理者の指定について
- 9 茨木市立障害者就労支援センターの指定管理者の指定について
- 10 茨木市立障害者生活支援センターの指定管理者の指定について
- 11 茨木市立障害福祉センターの指定管理者の指定について
- 12 茨木市立コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 13 茨木市市民活動センターの指定管理者の指定について
- 14 茨木市里山センターの指定管理者の指定について
- 15 市営土地改良事業の施行について
- 16 平成29年度大阪府茨木市一般会計補正予算(第3号)

### (報告)

- 1 平成29年度上半期大阪府茨木市財政状況報告について
- 2 平成29年度上半期大阪府茨木市下水道等事業業務状況報告について
- 3 平成29年度上半期大阪府茨木市水道事業業務状況報告について

議案第 75 号	専決処分につき承認を求めることについて (平成 29 年度大阪府茨木市一般会計補正予算 (第 2 号))										
<p>○ 平成 29 年 10 月 22 日執行の衆議院議員総選挙執行経費の追加について、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し承認を求める。</p> <p>○ 補正額 81,731 千円 (補正後 89,334,893 千円 - 補正前 89,253,162 千円)</p> <table border="0" data-bbox="188 495 1161 696"> <tr> <td>(歳入)</td> <td>(歳出)</td> </tr> <tr> <td>・ 国庫支出金 81,731 千円</td> <td>・ 人件費 27,081 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 物件費 49,678 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 補助費等 4 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 投資的経費 4,968 千円</td> </tr> </table> <p>・ 専決日 平成 29 年 10 月 2 日</p>		(歳入)	(歳出)	・ 国庫支出金 81,731 千円	・ 人件費 27,081 千円		・ 物件費 49,678 千円		・ 補助費等 4 千円		・ 投資的経費 4,968 千円
(歳入)	(歳出)										
・ 国庫支出金 81,731 千円	・ 人件費 27,081 千円										
	・ 物件費 49,678 千円										
	・ 補助費等 4 千円										
	・ 投資的経費 4,968 千円										
議案第 76 号	茨木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について										
<p>○ 地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な改正内容 育児休業の再取得、育児休業期間の再延長等ができる特別な事情として、「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない」場合を規定</li> <li>・ 施行日 公布の日</li> </ul>											

議案第 77 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

○ 平成 29 年人事院勧告に基づく給与改定の実施に伴う所要の改正

・主な改正内容

平成 29 年人事院勧告に基づく給与改定

ア 給料表 平均改定率 +0.2%

イ 勤勉手当

(1) 平成 29 年度 支給月数

一般職員 1.8 月 (+0.1 月分) 6 月 : 0.85 月 (改定なし)、12 月 : 0.85 月 → 0.95 月

再任用職員 0.85 月 (+0.05 月分) 6 月 : 0.40 月 (改定なし)、12 月 : 0.40 月 → 0.45 月

(2) 平成 30 年度以降 支給月数

一般職員 6 月 : 0.85 月 → 0.90 月、12 月 : 0.95 月 → 0.90 月

再任用職員 6 月 : 0.40 月 → 0.425 月、12 月 : 0.45 月 → 0.425 月

・関係条例の一部改正 (期末手当+0.1 月分)

茨木市議会議員の議員報酬等に関する条例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

・施行日 ア 公布の日 (平成 29 年 4 月 1 日適用)

イ (1) 公布の日 (平成 29 年 12 月 1 日適用)

(2) 平成 30 年 4 月 1 日

○ 東京都特別区域内に所在する国の行政機関等へ職員を派遣する場合における各種手当を整備することに伴う所要の改正

・主な改正内容

(1) 一般職の職員の給与に関する条例: 単身赴任手当及び東京都特別区における地域手当支給率の追加、単身赴任時における住居手当の支給要件等の改正

(2) 茨木市職員旅費条例: 移転料、着後手当及び扶養親族移転料の追加

・施行日 公布の日

議案第 78 号

茨木市立コミュニティセンター条例の一部改正について

○ 茨木市立山手台公民館をコミュニティセンターに移行することに伴う所要の改正

・改正内容

[名称及び位置]

名 称 茨木市立山手台コミュニティセンター

位 置 茨木市山手台三丁目 3 2 番 2 号

・施行日 平成 30 年 4 月 1 日

議案第 79 号	茨木市立障害福祉センター条例の一部改正について	9 頁参照
<p>○ 障害福祉センターで実施の「ばら親子教室」及びこども健康センターで実施の「すくすく教室」を再編成し、新たな児童発達支援事業をこども健康センターで実施することに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な改正内容 児童発達支援事業「ばら親子教室」の実施、利用申込み、使用料等に係る規定を削除</li> <li>・ 施行日 平成30年4月1日</li> </ul>		
議案第 80 号	茨木市立児童発達支援センター条例の一部改正について	
<p>○ 児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正内容 児童発達支援センターが行う事業を定める規定において引用する法律の条項ずれを改正</li> <li>・ 施行日 平成30年4月1日</li> </ul>		
議案第 81 号	茨木市駐車場の指定管理者の指定について	
<p>○ 施設の名称</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 茨木市 J R 総持寺駅南自転車駐車場</li> <li>(2) 茨木市 J R 総持寺駅北自転車駐車場</li> </ol> <p>○ 指定管理者 大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目 1 番 4 3 号 ミディ総合管理株式会社</p> <p>○ 指定の期間 平成30年3月1日～平成32年3月31日</p>		

議案第 82 号	茨木市立子育てすこやかセンターの指定管理者の指定について
○ 施設の名称	茨木市立子育てすこやかセンター
○ 指定管理者	茨木市沢良宜浜三丁目 1 4 番 1 号 特定非営利活動法人 はっちぽっち
○ 指定の期間	平成 3 0 年 4 月 1 日～平成 3 5 年 3 月 3 1 日
議案第 83 号	茨木市立障害者就労支援センターの指定管理者の指定について
○ 施設の名称	茨木市立障害者就労支援センターかしの木園
○ 指定管理者	茨木市真砂玉島台 8 番 2 0 号 社会福祉法人 ぽぽんがぽん
○ 指定の期間	平成 3 0 年 4 月 1 日～平成 3 5 年 3 月 3 1 日
議案第 84 号	茨木市立障害者生活支援センターの指定管理者の指定について
○ 施設の名称	茨木市立障害者生活支援センターともしび園
○ 指定管理者	茨木市南目垣一丁目 1 1 番 6 号 社会福祉法人 とんぼ福祉会
○ 指定の期間	平成 3 0 年 4 月 1 日～平成 3 5 年 3 月 3 1 日
議案第 85 号	茨木市立障害福祉センターの指定管理者の指定について
○ 施設の名称	茨木市立障害福祉センターハートフル
○ 指定管理者	富田林市大字甘南備 2 1 6 番地 社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団
○ 指定の期間	平成 3 0 年 4 月 1 日～平成 3 5 年 3 月 3 1 日

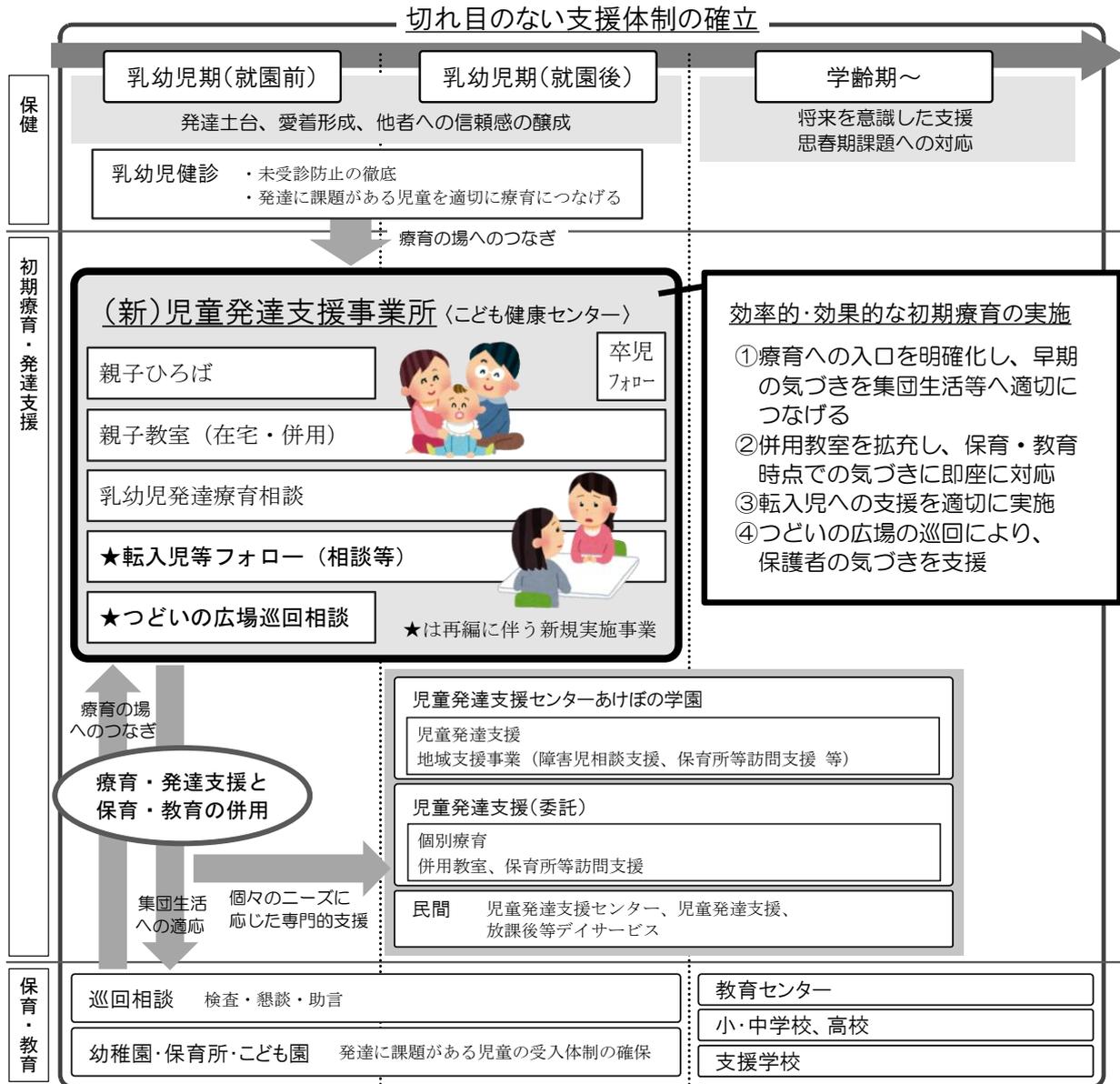
- 施設の名称
- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| ①茨木市立葦原コミュニティセンター  | ⑨茨木市立東コミュニティセンター   |
| ②茨木市立中津コミュニティセンター  | ⑩茨木市立豊川コミュニティセンター  |
| ③茨木市立庄栄コミュニティセンター  | ⑪茨木市立彩都西コミュニティセンター |
| ④茨木市立水尾コミュニティセンター  | ⑫茨木市立三島コミュニティセンター  |
| ⑤茨木市立郡コミュニティセンター   | ⑬茨木市立大池コミュニティセンター  |
| ⑥茨木市立西河原コミュニティセンター | ⑭茨木市立春日コミュニティセンター  |
| ⑦茨木市立穂積コミュニティセンター  | ⑮茨木市立東奈良コミュニティセンター |
| ⑧茨木市立畑田コミュニティセンター  | ⑯茨木市立沢池コミュニティセンター  |
- 指定管理者
- |  |
|--|
| ①茨木市新和町 2 1 番 2 7 号<br>葦原コミュニティセンター管理運営委員会   |
| ②茨木市桑田町 1 3 番 2 9 号<br>中津コミュニティセンター管理運営委員会   |
| ③茨木市庄二丁目 2 6 番 1 2 号<br>庄栄コミュニティセンター管理運営委員会  |
| ④茨木市水尾二丁目 9 番 1 5 号<br>水尾コミュニティセンター管理運営委員会   |
| ⑤茨木市郡五丁目 1 2 番 1 1 号<br>郡コミュニティセンター管理運営委員会   |
| ⑥茨木市西河原北町 7 番 2 1 号<br>西河原コミュニティセンター管理運営委員会  |
| ⑦茨木市下穂積一丁目 7 番 5 号<br>穂積コミュニティセンター管理運営委員会    |
| ⑧茨木市畑田町 3 番 6 号<br>畑田コミュニティセンター管理運営委員会       |
| ⑨茨木市学園町 4 番 1 8 号<br>東コミュニティセンター管理運営委員会      |
| ⑩茨木市藤の里二丁目 1 6 番 8 号<br>豊川コミュニティセンター管理運営委員会  |
| ⑪茨木市彩都あさぎ一丁目 3 番 4 号<br>彩都西コミュニティセンター管理運営委員会 |
| ⑫茨木市西河原二丁目 7 番 1 2 号<br>三島コミュニティセンター管理運営委員会  |
| ⑬茨木市舟木町 1 1 番 3 5 号<br>大池地区自治連絡協議会           |
| ⑭茨木市上穂積二丁目 1 3 番 3 0 号<br>春日小学校区地域協議会        |
| ⑮茨木市東奈良三丁目 8 番 5 号<br>東奈良小学校区地域協議会           |
| ⑯茨木市南春日丘五丁目 1 番 2 1 号<br>沢池コミュニティセンター管理運営委員会 |
- 指定の期間 平成 3 0 年 4 月 1 日～平成 3 3 年 3 月 3 1 日

議案第 87 号	茨木市市民活動センターの指定管理者の指定について
<p>○ 施設の名称 茨木市市民活動センター</p> <p>○ 指定管理者 茨木市庄二丁目 25 番 5 - 802 号 特定非営利活動法人 いばらき市民活動推進ネット</p> <p>○ 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日</p>	
議案第 88 号	茨木市里山センターの指定管理者の指定について
<p>○ 施設の名称 茨木市里山センター</p> <p>○ 指定管理者 茨木市大字泉原 20 番地 2 里山サポートネット・茨木</p> <p>○ 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日</p>	
議案第 89 号	市営土地改良事業の施行について
<p>○ 平成 29 年 4 月、6 月～9 月発生 of 豪雨及び台風 18 号により被災した農地の災害復旧事業の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業名 農林業施設災害復旧事業</li> <li>・総事業費 21,756,000 円</li> <li>・施行場所 茨木市大字粟生岩阪 248 番ほか 11 か所</li> <li>・事業期間 平成 29 年 12 月議決日～平成 32 年 3 月 31 日</li> <li>・根拠法 土地改良法第 96 条の 2 第 2 項</li> </ul>	

議案第 90 号	平成 29 年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第 3 号）																																																																																																												
○ 補正額 183,789 千円（補正後 89,518,682 千円 － 補正前 89,334,893 千円）																																																																																																													
<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">（歳入）</td> <td></td> <td style="text-align: center;">（歳出）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 地方特例交付金</td> <td style="text-align: right;">6,428 千円</td> <td>・ 人件費</td> <td style="text-align: right;">140,516 千円</td> </tr> <tr> <td>・ 地方交付税</td> <td style="text-align: right;">69,713 千円</td> <td>・ 物件費</td> <td style="text-align: right;">△37,837 千円</td> </tr> <tr> <td>・ 分担金及び負担金</td> <td style="text-align: right;">2,610 千円</td> <td>・ 補助費等</td> <td style="text-align: right;">28,550 千円</td> </tr> <tr> <td>・ 国庫支出金</td> <td style="text-align: right;">450 千円</td> <td>・ 投資的経費</td> <td style="text-align: right;">52,560 千円</td> </tr> <tr> <td>・ 府支出金</td> <td style="text-align: right;">5,000 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 繰越金</td> <td style="text-align: right;">99,122 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 諸収入</td> <td style="text-align: right;">466 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">・ 繰越明許費補正</td> </tr> <tr> <td>（追加） 道路維持事業</td> <td style="text-align: right;">24,000 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（追加） 道路簡易舗装事業</td> <td style="text-align: right;">30,000 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（追加） 農林業施設災害復旧事業</td> <td style="text-align: right;">21,756 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">・ 債務負担行為補正</td> </tr> <tr> <td>（追加） ・ 市民活動センター指定管理料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">75,000 千円及び市が必要と認める事業実施経費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ コミュニティセンター指定管理料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">174,000 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 障害者就労支援センターかしの木園指定管理料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">93,000 千円及び市が必要と認める事業実施経費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 障害者生活支援センターともしび園指定管理料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">478,000 千円及び市が必要と認める事業実施経費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 障害福祉センターハートフル指定管理料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">575,000 千円及び市が必要と認める事業実施経費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 子育てすこやかセンター指定管理料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">110,000 千円及び市が必要と認める事業実施経費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 里山センター指定管理料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">70,000 千円及び市が必要と認める事業実施経費</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		（歳入）		（歳出）		・ 地方特例交付金	6,428 千円	・ 人件費	140,516 千円	・ 地方交付税	69,713 千円	・ 物件費	△37,837 千円	・ 分担金及び負担金	2,610 千円	・ 補助費等	28,550 千円	・ 国庫支出金	450 千円	・ 投資的経費	52,560 千円	・ 府支出金	5,000 千円			・ 繰越金	99,122 千円			・ 諸収入	466 千円			・ 繰越明許費補正				（追加） 道路維持事業	24,000 千円			（追加） 道路簡易舗装事業	30,000 千円			（追加） 農林業施設災害復旧事業	21,756 千円			・ 債務負担行為補正				（追加） ・ 市民活動センター指定管理料					75,000 千円及び市が必要と認める事業実施経費			・ コミュニティセンター指定管理料					174,000 千円			・ 障害者就労支援センターかしの木園指定管理料					93,000 千円及び市が必要と認める事業実施経費			・ 障害者生活支援センターともしび園指定管理料					478,000 千円及び市が必要と認める事業実施経費			・ 障害福祉センターハートフル指定管理料					575,000 千円及び市が必要と認める事業実施経費			・ 子育てすこやかセンター指定管理料					110,000 千円及び市が必要と認める事業実施経費			・ 里山センター指定管理料					70,000 千円及び市が必要と認める事業実施経費		
（歳入）		（歳出）																																																																																																											
・ 地方特例交付金	6,428 千円	・ 人件費	140,516 千円																																																																																																										
・ 地方交付税	69,713 千円	・ 物件費	△37,837 千円																																																																																																										
・ 分担金及び負担金	2,610 千円	・ 補助費等	28,550 千円																																																																																																										
・ 国庫支出金	450 千円	・ 投資的経費	52,560 千円																																																																																																										
・ 府支出金	5,000 千円																																																																																																												
・ 繰越金	99,122 千円																																																																																																												
・ 諸収入	466 千円																																																																																																												
・ 繰越明許費補正																																																																																																													
（追加） 道路維持事業	24,000 千円																																																																																																												
（追加） 道路簡易舗装事業	30,000 千円																																																																																																												
（追加） 農林業施設災害復旧事業	21,756 千円																																																																																																												
・ 債務負担行為補正																																																																																																													
（追加） ・ 市民活動センター指定管理料																																																																																																													
	75,000 千円及び市が必要と認める事業実施経費																																																																																																												
・ コミュニティセンター指定管理料																																																																																																													
	174,000 千円																																																																																																												
・ 障害者就労支援センターかしの木園指定管理料																																																																																																													
	93,000 千円及び市が必要と認める事業実施経費																																																																																																												
・ 障害者生活支援センターともしび園指定管理料																																																																																																													
	478,000 千円及び市が必要と認める事業実施経費																																																																																																												
・ 障害福祉センターハートフル指定管理料																																																																																																													
	575,000 千円及び市が必要と認める事業実施経費																																																																																																												
・ 子育てすこやかセンター指定管理料																																																																																																													
	110,000 千円及び市が必要と認める事業実施経費																																																																																																												
・ 里山センター指定管理料																																																																																																													
	70,000 千円及び市が必要と認める事業実施経費																																																																																																												
報告第 24 号	平成 29 年度上半期大阪府茨木市財政状況報告について																																																																																																												
○ 平成 29 年 9 月 30 日現在の財政状況の報告																																																																																																													
報告第 25 号	平成 29 年度上半期大阪府茨木市下水道等事業業務状況報告について																																																																																																												
○ 平成 29 年 9 月 30 日現在の業務状況の報告																																																																																																													
報告第 26 号	平成 29 年度上半期大阪府茨木市水道事業業務状況報告について																																																																																																												
○ 平成 29 年 9 月 30 日現在の業務状況の報告																																																																																																													

### 児童発達支援事業の新たな展開について

切れ目のない支援体制を確立するため「ばら親子教室」と「すくすく教室」を再編整備し、健診・保育・教育等、様々な場での気づきを適切に支援し初期療育を行う新たな児童発達支援事業をこども健康センターで実施する。



#### 療育施設の再編 (案)

	すくすく教室	ばら親子教室
対象年齢	1~3歳	4~6歳
実施場所	こども健康センター	障害福祉センター
開所日	月~金曜	火~土曜
クラス	4グループ/日	4グループ/日
1日の定員(併用)	32人	35人(水曜:3人、土曜:35人)
療育時間	① 10:00~12:00 ② 13:00~15:00	① 10:00~12:00 ② 13:00~15:00
単位	2時間/回	2時間/回
通所頻度	週1回	在宅児童は週2回 併用児童は週1回
利用期間	原則1年	原則1年
サービス内容	・通所親子教室 ・卒児フォロー ・乳幼児発達療育相談 ・市民講座(→あけぼの学園へ)	・通所親子教室 ・卒児フォロー

(新)児童発達支援事業所	
対象年齢	1~6歳
実施場所	こども健康センター
開所日	火~土曜
クラス	火・木・金曜:4グループ/日 水・土曜:5・6グループ/日
1日の定員(併用)	48人(水曜:16人、土曜:48人)
療育時間	① 10:00~11:30、② 13:10~14:40 ③ 15:00~16:30
単位	1.5時間/回
通所頻度	週1回 (4~6歳の在宅児童は週2回)
利用期間	原則1年
サービス内容	・通所親子教室 ・卒児フォロー ・乳幼児発達療育相談 ・転入児等フォロー(相談等) ・つどいの広場巡回相談

## 平成29年度一般会計補正予算(第3号)総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	予 算 額	左 の 内 訳		備 考
		特 定 財 源	一 般 財 源	
9 地方特例交付金	6,428		6,428	
10 地方交付税	69,713		69,713	普通交付税
12 分担金及び 負担金	2,610	2,610		農林水産施設災害復旧費分担金
14 国庫支出金	450	450		介護保険事業費補助金 6,000 耕地等災害復旧費国庫補助金 1,450 地域子供の未来応援交付金 △7,000
15 府支出金	5,000	5,000		福祉医療費助成制度システム改修費等補助金
19 繰越金	99,122		99,122	純繰越金
20 諸収入	466	466		地域介護・福祉空間整備等施設整備事業交付金 返還金
補正額 A	183,789	8,526	175,263	
補正前の予算額 B	89,334,893	32,682,852	56,570,310	
補正後の予算額 A + B	89,518,682	32,691,378	56,745,573	

## 平成29年度一般会計補正予算(第3号)総括表

(歳出)

(単位：千円)

款	予算額	消費的経費				投資的経費	その他の経費
		人件費	物件費	扶助費	補助費等		
1 議会費	△ 3,955	△ 3,955					
2 総務費	184,605	203,772	△ 18,465			△ 702	
3 民生費	17,595	△ 11,997	1,042		28,550		
4 衛生費	△ 7,825	△ 3,711	△ 755			△ 3,359	
6 農林水産業費	1,446	1,446					
7 商工費	△ 1,494	77	△ 1,571				
8 土木費	39,458	△ 22,959	1,122			61,295	
9 消防費	△ 17,991	△ 6,795	△ 523			△ 10,673	
10 教育費	△ 34,806	△ 15,362	△ 18,687			△ 757	
11 災害復旧費	6,756					6,756	
補正額 A	183,789	140,516	△ 37,837		28,550	52,560	
補正前の予算額 B	89,334,893	14,618,163	16,683,138	26,640,047	7,367,796	8,360,134	15,665,615
補正後の予算額 A + B	89,518,682	14,758,679	16,645,301	26,640,047	7,396,346	8,412,694	15,665,615

## 12月補正予算の内容について

### 1 基本方針

国府補助金の追加等の財源を活用し、台風18号等の豪雨によって被災した農地の災害対応や重度障害者医療費助成制度に係る自動償還システムの構築費、介護給付費適正化に向けたケアプラン点検に係る委託料を追加する。

また、当初予算から増額となった普通交付税や純繰越金等を活用し、療育体制の再編に向けた準備経費を措置するとともに、障害者グループホームの開設補助やひとり親家庭の学習生活支援体制の充実など、直面する行政課題等に適切に対応した事業を追加する。

なお、市民生活の安全安心及び公共工事の品質の確保に向け、道路維持等の工事費を追加するとともに、年度内に完了しない事業についての繰越明許費の設定や指定管理料について、債務負担行為を設定する。

### 2 主な内容

#### (1) 台風・豪雨による災害対応

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
台風18号等の豪雨災害		6,756	4,060	2,696
農地の災害復旧 【繰越明許費】 【農とみどり推進課】	平成29年9月に発生した台風18号の豪雨等により被災した農地の災害復旧を行う。 被災件数：12件（被害総額 21,756） 補正額 6,756 = 補正後 26,756 - 補正前 20,000 【財源：耕地等災害復旧費補助金(国)、災害復旧費分担金】	6,756	4,060	2,696
台風21号による災害		15,235		15,235
道路・交通安全施設等の災害対応 【道路交通課他】	平成29年10月に発生した台風21号により被災した道路・交通安全施設等の災害対応を行う。	15,235		15,235
合 計		21,991	4,060	17,931

#### (2) 国・府の補助金を活用する事業

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
障害者施策の充実		4,990	2,495	2,495
重度障害者医療費助成制度における自動償還システムの導入 【障害福祉課】	申請手続きの負担軽減等を図るため、重度障害者医療費助成制度において、一部自己負担額が月3,000円を超える場合に差額を自動償還するシステムを導入する。 稼働時期：平成30年7月（予定） 【財源：福祉医療費助成制度システム改修費等補助金（府）】	4,990	2,495	2,495
介護給付費の適正化		6,000	6,000	
適切なケアプランの作成に向けた点検・指導 【介護保険課】	サービス付き高齢者向け住宅等で提供される介護サービスの適正化を図るため、ケアプランの点検・指導を行う。 【財源：介護保険事業費補助金（国）】	6,000	6,000	
合 計		10,990	8,495	2,495

### (3) 療育体制の再編、障害福祉の充実

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
療育体制の再編		2,805		2,805
療育体制（ばら親子教室・すくすく教室）の再編 【子育て支援課】 【保健医療課】	ばら親子教室とすくすく教室を再編成し、健診・保育・教育等、様々な場での気づきを適切に支援し、初期療育を行う新たな児童発達支援事業をこども健康センターで実施するにあたり、事務室の修繕等を行う。	2,805		2,805
障害者施設の充実		1,250		1,250
障害者グループホームの開設補助 【障害福祉課】	障害者の共同生活援助施設であるグループホームを開設する団体に対して、改修に係る費用を補助する。 ・特定非営利活動法人 エソラ (茨木市下穂積二丁目)	1,250		1,250
合 計		4,055		4,055

### (4) 子どもの貧困対策の推進

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
学習生活支援体制の充実		780		780
学習・生活支援員の配置 【こども政策課】	ひとり親家庭の支援体制の充実を図るため、子どもの貧困対策等として学習・生活支援員を1名配置する。	780		780

### (5) 安全安心の市民生活、公共工事の品質の確保

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
道路維持工事等の追加		54,000		54,000
道路維持・簡易舗装事業 [繰越明許費] 【道路交通課】	年間を通じた事業量や施工時期等の平準化を図ることにより、市民生活の安全安心、公共工事の品質を確保するため、道路維持及び簡易舗装に係る工事費について繰越明許費を設定し、平成30年度上半期の施工に向けた事業を追加する。	54,000		54,000

(6) 保育施設・高齢者施設等の環境改善

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
保育施設・高齢者施設等の改修		23,795		23,795
保育所、幼稚園、認定こども園の改修 【保育幼稚園総務課】	保育環境の向上、児童の安全安心の確保を図るため、保育所・幼稚園等において、複合遊具や園庭、手洗場等の改修を行う。	4,880		4,880
多世代交流センターの改修 【高齢者支援課】	利用環境の向上を図るため、葦原・沢池多世代交流センターにおいて、空調設備の改修を行う。	10,400		10,400
市民体育館の改修 【スポーツ推進課】	利用環境の向上を図るため、経年化が進む市民体育館柔道場の畳の張り替えを行う。	8,515		8,515

(7) 繰越明許費・債務負担行為

(単位：千円)

事業	内容等	金額 限度額
繰越明許費		
道路維持事業 【道路交通課】	年間を通じた事業量や施工時期等の平準化を図るにあたり、平成30年度上半期の施工に向けて計画的な発注を行うため	24,000
道路簡易舗装事業 【道路交通課】	年間を通じた事業量や施工時期等の平準化を図るにあたり、平成30年度上半期の施工に向けて計画的な発注を行うため	30,000
農林業施設災害復旧事業 【農とみどり推進課】	農地の被災件数が多く、年度内に事業が完了しないため	21,756
債務負担行為		
市民活動センター指定管理料 【市民協働推進課】	市民活動センターの指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 〔期間〕平成30年度～平成34年度 〔限度額〕75,000千円及び市が必要と認める事業実施経費	75,000千円 及び市が必要と認める 事業実施経費
コミュニティセンター指定管理料 【市民協働推進課】 【16・17頁参照】	コミュニティセンターの指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 〔期間〕平成30年度～平成32年度 〔限度額〕174,000千円	174,000
障害者就労支援センターかしの木園指定管理料 【障害福祉課】	障害者就労支援センターかしの木園の指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 〔期間〕平成30年度～平成34年度 〔限度額〕93,000千円及び市が必要と認める事業実施経費	93,000千円 及び市が必要と認める 事業実施経費

(単位：千円)

事業	内容等	限度額
障害者生活支援センターともしび園 指定管理料 【障害福祉課】	障害者生活支援センターともしび園の指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 〔期間〕平成30年度～平成34年度 〔限度額〕478,000千円及び市が必要と認める事業実施経費	478,000千円 及び市が必要と認める事業実施経費
障害福祉センター ハートフル 指定管理料 【障害福祉課】	障害福祉センターハートフルの指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 〔期間〕平成30年度～平成34年度 〔限度額〕575,000千円及び市が必要と認める事業実施経費	575,000千円 及び市が必要と認める事業実施経費
子育てすこやかセンター指定管理料 【子育て支援課】	子育てすこやかセンターの指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 〔期間〕平成30年度～平成34年度 〔限度額〕110,000千円及び市が必要と認める事業実施経費	110,000千円 及び市が必要と認める事業実施経費
里山センター 指定管理料 【農とみどり推進課】	里山センターの指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 〔期間〕平成30年度～平成34年度 〔限度額〕70,000千円及び市が必要と認める事業実施経費	70,000千円 及び市が必要と認める事業実施経費

## コミュニティセンターの指定管理料等について

### 1 現状の管理運営における課題

- ・繰越金等の運用において、これまで明確な基準を提示できていなかったことにより館によってその規模にばらつきが生じているとともに、指定管理料で措置すべき範囲が不明確となっている。
- ・指定管理料の算定が利用料金収入に基づくものとなっており、館の運営等に要する経費（歳出）をベースとした算定となっていない。

### 2 見直しの方向性・内容

現状の課題を踏まえ、さらなる地域活動の推進 (①) に向け、繰越金等の活用内容等を明確化するとともに、各館の持続可能な自立した運営の確保 (②) や 利用者の利便性・安全性の向上 (③) を目的として、指定管理料の適正化を図る。

#### 【繰越金・積立金の活用の明確化】

##### (1) 活用内容の明確化

これまで大規模修繕等に対応するために管理・運用されてきた各館の繰越金・積立金については、地域活動の推進や利用環境の充実等に資する財源として明確化し、より一層の活用を図る。なお、今後、施設の維持管理等に係る経費は、市が計画的に予算措置を行う。【対応①】

##### (2) 活用額の設定

運用基準において上限額を設定し、統一した運用を図るとともに、上限額を超えた場合は地域活動費等に充当するなど、さらなる地域振興のための財源として活用を奨励する。【対応①】

上 限 額：繰越金 500 万円、積立金 200 万円

※現状において上限額を超えている館は、地域活動費等に充当し、それでもなお収支が出る場合は、超過分は市へ返還。

#### 【指定管理料の算定の適正化】

##### (3) 館の運営に必要な標準経費を措置（歳出）

従来の利用料金収入に基づく算定方法から、館の運営に必要な受付員の報償費や光熱水費、消耗品費等の標準経費を適切に措置した歳出経費に基づく算定方法へと変更する。【対応②】

##### (4) 利用料金収入を実績額の 90% で算定（歳入）

歳入における利用料金収入を実績額（過去5年平均）の90%で積算する仕組みとすることにより、指定管理料が増えることなどから、管理運営に係る経費を確保し、運営の安定化や地域活動のさらなる推進を図る。【対応①・②】

##### (5) 利用区分間・夜間の体制を整備

利用区分の合間の時間帯に鍵を受け渡すための体制を整備することによる利用者の利便性の向上にくわえ、閉館時間の施錠等を行う体制も整備することにより、各館の安全性を確保する。【対応①・③】

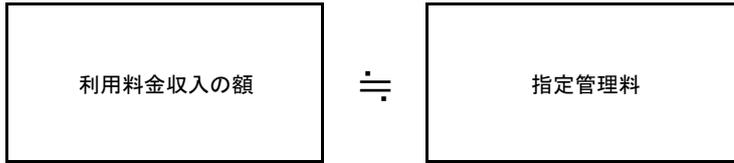
※年間利用者数が多い館（4万人を超える館）は、配置をさらに1時間延長可とする。

### 3 見直しの検証期間

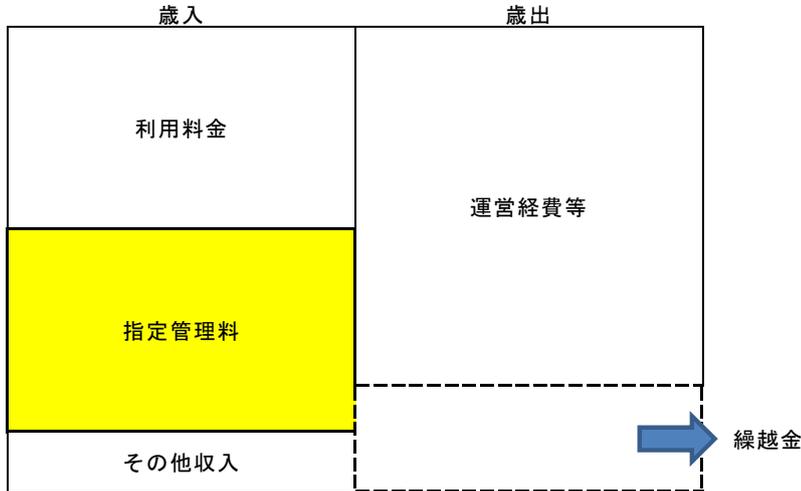
上記の見直しについては、指定管理期間（平成30～32年度）で検証しつつ、整理・適正化を図る。

## ○指定管理料の見直しのイメージ

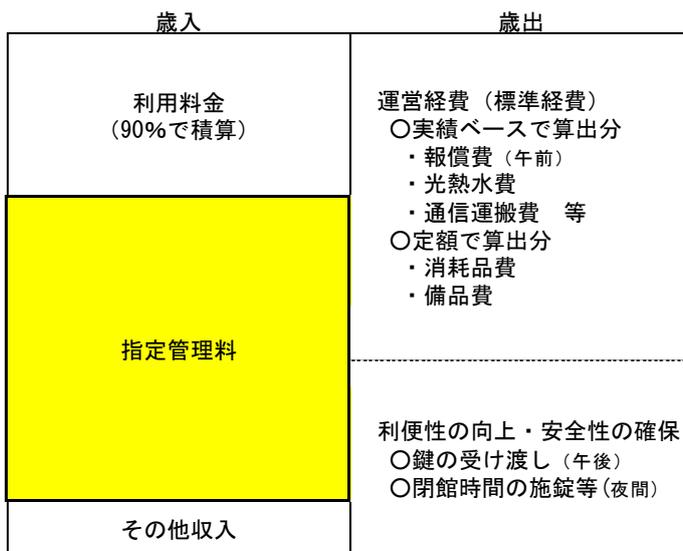
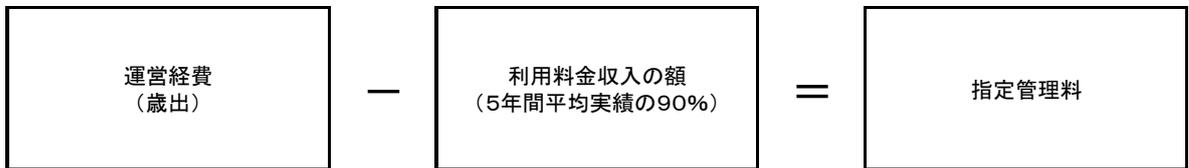
### 【現状の指定管理料の考え方】



- ・館の運営経費（歳出）に見合った指定管理料となっていないケース



### 【今後の指定管理料の考え方】



※1 収支において、余剰が発生した場合は上限額まで繰越金に積立て可。

※2 上限額を超えた場合は、地域活動費等に充当しさらなる地域活動の推進を図る。